

令和7年度 那須町監査計画

那須町監査基準第7条第1項の規定に基づき、令和7年度に実施する監査計画を次のとおり定める。

令和7年4月1日

那須町監査委員 相 馬 一 男

那須町監査委員 薄 井 博 光

1 基本方針

公正で合理的かつ能率的な行政運営確保のため、違法、不当の指摘にとどまらず、指導や助言に重点をおき、那須町監査基準に基づき監査を実施し、もって、町行財政運営における適法性、効率性及び妥当性の確保を期するものとする。

また、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令等に基づいて行われているかに留意し、実施するものとする。

2 監査等の種類及び概要

(1) 監査

ア 定例監査（地方自治法第199条第4項）

町における事務及び事業の執行全般を対象として実施する基本的な監査として、財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

全課局を対象として、年1回実施する。

(ア) 監査の対象

令和7年度の一般会計、特別会計、公営企業会計

(イ) 実施方法

提出された監査資料により説明を求め、またその他関係書類と照合確認する。

(ウ) 報告書の提出及び公表

監査終了後、監査結果報告書を議会、町長等に提出し、監査結果を公表する。

イ 随時監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員が必要と認めたときに、定例監査に準じて監査を実施する。

ウ 行政監査（地方自治法第199条第2項）

事務事業を対象とし、その執行が法令に適合しているか、経済的・効率的・有効的に行われているかを主眼とし、必要に応じて定例監査・随時監査・財政援助団体監査・決算審査を行うにあたり、広く行政監査の視点も用いるものとする。

エ 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

補助金交付対象団体、出資団体及び公の施設の管理受託者から選定し、その所管する課と併せて対象とし定例監査時に実施する。

当該財政援助団体等の出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査する。併せて所管課の指導監督の適正性についても監査を実施する。

具体的な対象団体については別途通知する。

(ア) 監査の対象

令和4年度から令和6年度を対象とする。

(イ) 実施方法

財政援助団体等と所管課から提出された監査資料により説明を求め、またその他関係書類と照合確認する。

(ロ) 報告書の提出及び公表

定例監査に準じて実施する。

(2) 検査

ア 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

(ア) 監査の対象

会計管理者及び企業管理者が保管する現金等

(イ) 実施方法

毎月20日から月末以内に実施する。

(ロ) 報告書の提出及び公表

検査終了後、検査結果報告書を議会及び町長に提出する。

(3) 審査

ア 決算審査（地方自治法第233条第2項及び公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし

て実施する。

全課局を対象として、年1回実施する。

(ア) 監査の対象

令和6年度の一般会計、特別会計、公営企業会計

(イ) 実施方法

提出された監査資料により説明を求め、またその他関係書類と照合確認する。

(ウ) 報告書の提出及び公表

審査終了後、審査意見書を作成し、町長に提出する。

イ 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適性かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(ア) 監査の対象

令和6年度の各種基金の運用状況

(イ) 実施方法

決算審査に準じて実施する。

(ウ) 報告書の提出及び公表

決算審査に準じて実施する。

ウ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

健全化判断比率の算定は適正に行われているか、健全化判断比率の算定基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているかを審査する。

公営企業会計については、併せて資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類を審査する。

(ア) 監査の対象

令和6年度の一般会計、特別会計、公営企業会計

(イ) 実施方法

決算審査に準じて実施する。

(ウ) 報告書の提出及び公表

決算審査に準じて実施する。

(4) その他の監査等

監査の要求もしくは請求があったとき又は監査委員が必要と認めるときは、監査委員の協議に基づき監査等を実施する。

3 監査の実施時期

令和7年度における監査等は、下表に定める「令和7年度那須町年間監査計画」に従い実施する。

なお、詳細な実施時期は対象課局と調整して決定する。また、都合により、日程の変更や追加を行う場合がある。

4 監査等の実施体制

上記のいずれの場合も、監査委員2人で監査等を実施し、事務局職員が補助する形で実施する。

5 監査等の実施場所

場所は401委員会室を原則とするが、出先機関等については現地で実施する場合がある。

令和7年度那須町年間監査計画

月	監査	審査	検査
4月	水道事業たな卸監査		例月出納検査
5月			例月出納検査
6月			例月出納検査
7月		決算審査 基金運用審査 健全化判断比率等審査	例月出納検査
8月			例月出納検査
9月			例月出納検査
10月	定例監査		例月出納検査
11月	財政援助団体等監査		例月出納検査
12月			例月出納検査
1月			例月出納検査
2月			例月出納検査
3月			例月出納検査